

唐津市建設工事等請負契約に係る指名基準等要領

改 正 案						現 行							
別表第2（第3条関係）						別表第2（第3条関係）							
工 事 の 種 類	区分	特A	A	B	C	級外	工 事 の 種 類	区分	特A	A	B	C	級外
土木一式工 事		3， 5 0 0 万円以上		1， 2 0 0 万円以上 3， 5 0 0 万円未満	1， 2 0 0 万円未満	4 0 0 万 円 未 満	土木一式工 事		3， 0 0 0 万円以上		1， 0 0 0 万円以上 3， 0 0 0 万円未満	1， 0 0 0 万円未満	3 5 0 万 円 未 満
建 築 一 式 工 事		—	6， 0 0 0 万円以上	2， 0 0 0 万円以上 6， 0 0 0 万円未満	2， 0 0 0 万円未満	1， 0 0 0 万円未満	建 築 一 式 工 事		—	5， 0 0 0 万円以上	1， 8 0 0 万円以上 5， 0 0 0 万円未満	1， 8 0 0 万円未満	9 0 0 万 円 未 満
舗装工事		—	全 額	1， 6 0 0 万円未満	—	2 5 0 万 円 未 満	舗装工事		—	全 額	1， 2 0 0 万円未満	—	2 0 0 万 円 未 満
造園工事		—	9 0 0 万円 以 上	3 5 0 万円 以上9 0 0 万円未満	3 5 0 万円 未 満	2 5 0 万 円 未 満	造園工事		—	7 0 0 万円 以 上	2 5 0 万円 以上7 0 0 万円未満	2 5 0 万円 未 満	2 0 0 万 円 未 満
水道施設工 事		—	1， 7 0 0 万円以上	9 0 0 万円 以 上 3， 3 0 0 万円未満	9 0 0 万円 未 満	3 0 0 万 円 未 満	水道施設工 事		—	1， 2 0 0 万円以上	6 0 0 万円 以 上 3， 0 0 0 万円未満	6 0 0 万円 未 満	2 5 0 万 円 未 満

電気工事	—	<u>1, 7 0 0</u>	<u>9 0 0万円</u>	<u>9 0 0万円</u>	<u>3 0 0 万</u>
管工事		<u>万円 以 上</u>	<u>以 上</u>	<u>未 満</u>	<u>円 未 満</u>
鋼構造物工			<u>1, 7 0 0</u>		
事			<u>万円 未 満</u>		
その他					

電気工事	—	<u>1, 2 0 0</u>	<u>6 0 0万円</u>	<u>6 0 0万円</u>	<u>2 5 0 万</u>
管工事		<u>万円 以 上</u>	<u>以 上</u>	<u>未 満</u>	<u>円 未 満</u>
鋼構造物工			<u>1, 2 0 0</u>		
事			<u>万円 未 満</u>		
その他					

唐津市建設工事共同企業体取扱要綱の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
(対象工事) 第2条 共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次のとおりとする。ただし、共同企業体による施工が適当であると認められる場合は、この限りでない。 (1) 建築一式工事にあつては設計金額が<u>2億1,000万円</u>以上 (2) 前号以外の工事にあつては設計金額が<u>1億1,000万円</u>以上	(対象工事) 第2条 共同企業体により競争を行わせることができる工事は、次のとおりとする。ただし、共同企業体による施工が適当であると認められる場合は、この限りでない。 (1) 建築一式工事にあつては設計金額が<u>2億円</u>以上 (2) 前号以外の工事にあつては設計金額が<u>1億円</u>以上

唐津市条件付一般競争入札における入札参加資格要件取扱要綱の一部改正新旧対照表

改 正 案	現 行
(要件) 第2条 実施要綱第21条第1項第3号に規定する地域要件は、対象工事の性質又は目的を考慮し、概ね次のとおり取り扱うものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 前号に規定する認定準市内業者を市内業者と同等に取り扱う工事の対象は、次のとおりとする。 ア 設計金額が<u>9,000万円</u>以上の土木一式工事又は水道施設工事 イ 設計金額が<u>1億6,000万円</u>以上の建築一式工事 ウ 設計金額が<u>8,500万円</u>以上のとび・土工・コンクリート工事 エ 設計金額が<u>7,000万円</u>以上の電気工事又は管工事	(要件) 第2条 実施要綱第21条第1項第3号に規定する地域要件は、対象工事の性質又は目的を考慮し、概ね次のとおり取り扱うものとする。 (1)及び(2) 略 (3) 前号に規定する認定準市内業者を市内業者と同等に取り扱う工事の対象は、次のとおりとする。 ア 設計金額が<u>8,000万円</u>以上の土木一式工事又は水道施設工事 イ 設計金額が<u>1億5,000万円</u>以上の建築一式工事 ウ 設計金額が<u>7,500万円</u>以上のとび・土工・コンクリート工事 エ 設計金額が<u>6,000万円</u>以上の電気工事又は管工事

唐津市建設工事競争入札における取り抜け方式試行要領

改 正 案		現 行	
別表（第3条関係）		別表（第3条関係）	
工事の種類	設計金額	工事の種類	設計金額
土木一式工事	<u>6, 0 0 0万円以上</u>	土木一式工事	<u>5, 0 0 0万円以上</u>
建築一式工事	<u>1 億 円 以 上</u>	建築一式工事	<u>9, 0 0 0万円以上</u>
水道施設工事	<u>6, 0 0 0万円以上</u>	水道施設工事	<u>5, 0 0 0万円以上</u>
その他の工事	<u>6, 0 0 0万円以上</u>	その他の工事	<u>5, 0 0 0万円以上</u>

唐津市建設工事総合評価落札方式特別簡易型試行要領

改 正 案	現 行
(対象工事) 第3条 特別簡易型により入札を実施できる工事は、次のとおりとする。ただし、高度な技術提案を受ける必要がある工事、文化財保護等特殊な技術を要する工事及び緊急を要する工事等は、この限りではない。 (1) 設計金額が<u>8千万円</u>以上の土木一式工事 (2) 設計金額が1億5千万円以上の建築一式工事 (3) 設計金額が6千万円以上の電気工事又は管工事	(対象工事) 第3条 特別簡易型により入札を実施できる工事は、次のとおりとする。ただし、高度な技術提案を受ける必要がある工事、文化財保護等特殊な技術を要する工事及び緊急を要する工事等は、この限りではない。 (1) 設計金額が<u>7千万円</u>以上の土木一式工事 (2) 設計金額が1億5千万円以上の建築一式工事 (3) 設計金額が6千万円以上の電気工事又は管工事